

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

※算出期間：令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣料金の平均額

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときはこれを四捨五入する、消費税抜)

◆営業所

関東オフィス 〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目 3 番 15 号新宿ワシントンホテルアネックス 3G 号室
静岡オフィス 〒420-0071 静岡県静岡市葵区一番町 65

	関東オフィス	静岡オフィス
派遣労働者の数	69 名（令和 7 年 9 月末日時点）	35 名（令和 7 年 9 月末日時点）
派遣先数	94 事業所	43 事業所
派遣料金の平均額	21,249 円	17,778 円
賃金の平均額	14,916 円	13,609 円
教育訓練の内容	<p><福祉業種></p> <p>接遇マナー、介護基礎知識・基礎技術、介護基礎技術訓練</p> <p>介護応用技術訓練、介護リーダー訓練</p> <p><販売・その他業種></p> <p>接客（メラビアン）・コンプライアンス、NPS 活用訓練、クレーム対応訓練</p> <p>責任者（売上・利益・育成）研修</p>	
その他福利厚生の制度など	少額短期保険、資格取得制度、ストレスチェック、自己啓発制度	
待遇決定方式	労使協定方式	労使協定方式および派遣先均等均衡方式
協定書の有効期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	看護師・准看護師（病院・診療所）、看護師・准看護師（介護施設） 高齢者入所型施設介護員、高齢者通所型施設介護員、障害者福祉施設介護員 看護助手、その他の福祉・介護の専門的職業 倉庫作業員、総合小売店販売店員、フォークリフト運転作業員 出荷・受荷係事務員、化学製品検査工、中型・小型トラック運転手	
マージン率	29.80%	23.45%